# 一般社団法人等登記規則 （平成二十年法務省令第四十八号）

#### 第一条（趣旨）

一般社団法人及び一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）の登記の取扱手続は、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（登記簿の編成）

一般社団法人等の登記簿は、登記簿の種類に従い、別表第一又は第二の上欄に掲げる各区に区分した登記記録をもって編成する。

##### ２

前項の区には、その区分に応じ、別表第一又は第二の下欄に掲げる事項を記録する。

#### 第三条（商業登記規則の準用）

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項及び第二項、第二条から第六条まで、第九条第一項（第一号から第三号までを除く。）、第三項、第四項、第五項（第二号から第五号までを除く。）、第六項、第七項及び第十項、第九条の二、第九条の三、第九条の四（第一項後段を除く。）、第九条の五（第四項を除く。）、第九条の六から第十一条まで、第十三条から第十八条まで、第十九条（第四号を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第一項、第六十一条第一項及び第四項から第八項まで、第六十二条から第六十五条まで、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十一条、第七十二条（第一項第二号、第三号及び第五号を除く。）、第七十三条、第七十四条、第七十七条、第八十条（第一項第六号を除く。）、第八十一条、第八十一条の二、第八十五条第二項、第九十八条から第百四条まで、第百五条（第三項を除く。）、第百六条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条、第百十四条、第百十五条、第百十七条並びに第百十八条の規定は、一般社団法人等の登記について準用する。

# 附　則

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

# 附　則（平成二〇年九月二五日法務省令第五二号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年八月二六日法務省令第二五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二四年三月八日法務省令第七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年一二月一八日法務省令第三三号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二七年二月三日法務省令第五号）

この省令は、平成二十七年二月二十七日から施行する。

# 附　則（平成二七年九月二五日法務省令第四二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十七年十月五日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月二四日法務省令第一三号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年四月二〇日法務省令第三二号）

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

# 附　則（令和元年一二月一三日法務省令第四六号）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

# 附　則（令和三年一月二九日法務省令第二号）

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。